

大学共同利用機関法人 高エネルギー加速器研究機構 における研究評価について

高エネルギー加速器研究機構では、Bファクトリーや放射光科学研究施設といった大型の研究施設を用いて、加速器科学分野における世界最高水準の研究を推進している。

このため、これらのプロジェクトをより効率的・効果的に実施するために、研究プロジェクト評価実施規程を定め、これに基づき、研究プロジェクト毎に評価委員会を設け、外部評価を実施している。（評価実施規程は、別添1参照）

本稿においては、この研究プロジェクト評価のうち、Bファクトリー計画に関する外部評価について概説する。

1 高エネルギー加速器研究機構の概要

1 - 1 概要

高エネルギー加速器研究機構（KEK）は、我が国の加速器科学（高エネルギー加速器を用いた素粒子・原子核に関する実験的・理論的研究、生命体を含む物質の構造・機能に関する実験的・理論的研究、並びに加速器の性能向上に関する研究及び関連する基盤技術に関する研究を指す。）の総合的発展の拠点として研究を推進し、国内外の関連分野の研究者に対して研究の場を提供することを目的としている。

機構は、上記の目的を達成するために、大学共同利用機関としての素粒子原子核研究所及び物質構造科学研究所、並びにこれら研究所と同等な重要組織としての加速器研究施設及び共通基盤研究施設を設置し、運営している。

1 - 2 沿革

昭和30年（1955年）東京大学原子核研究所設立

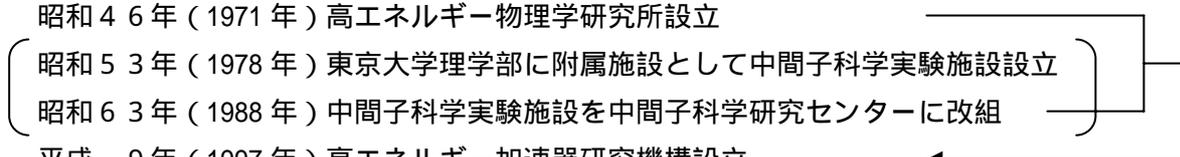
昭和46年（1971年）高エネルギー物理学研究所設立

昭和53年（1978年）東京大学理学部に附属施設として中間子科学実験施設設立

昭和63年（1988年）中間子科学実験施設を中間子科学研究センターに改組

平成9年（1997年）高エネルギー加速器研究機構設立

平成16年（2004年）大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構発足



1 - 3 職員数・研究組織・予算

職員数（平成 18 年 4 月 1 日現在） [単位：人]

区 分	役 員			所 長 施設長
	機関長	理 事	監 事	
現 員	1	4	2	2

教 員					技術職員	事務職員 等	合 計
教 授	助教授	講 師	研究機関講師	助 手			
89	111	5	14	154	162	156	700

研究組織

次の 2 研究所及び 2 施設を中心に、加速器科学分野における世界最高水準の研究を推進している。（研究組織の詳細は、1 - 4 組織図参照）

名 称	設 置 目 的
素粒子原子核研究所	高エネルギー加速器による素粒子及び原子核に関する実験的研究並びにこれに関連する理論的研究を行う。
物質構造科学研究所	高エネルギー加速器を用いて物質の構造及び機能に関する実験的研究並びにこれに関連する理論的研究を行う。
加速器研究施設	素粒子・原子核研究や物質科学研究の基幹設備となる高エネルギー加速器の研究及び陽子加速器や電子・陽電子線形加速器の運転・管理を行う。
共通基盤研究施設	放射線科学センター、計算科学センター、超伝導低温工学センター及び機械工学センターから構成され、機構における大型加速器を用いた研究遂行に必要な関連分野の研究及び研究支援を行う。

予算（平成 18 年度計画）

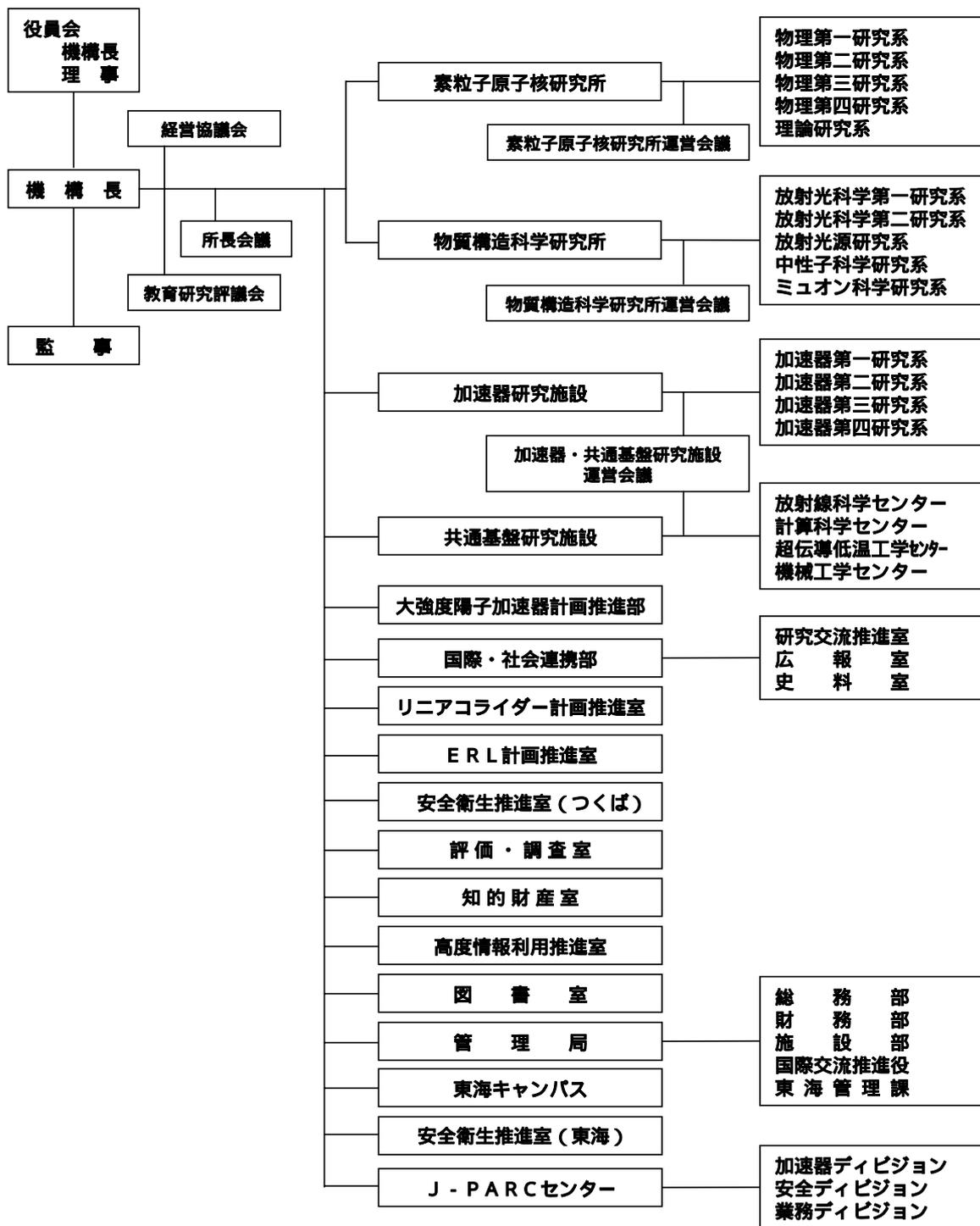
・収入 [単位：百万円]

運営費交付金	施設整備費 補 助 金	産学連携等 研究収入及び 寄付金収入等	自己収入 (雑収入)	国立大学財務・ 経営センター 施設費交付金	合 計
30,386	12,328	1,046	164	50	43,974

・支出 [単位：百万円]

業 務 費	一般管理費	施設整備費	産学連携等研 究経費及び寄 付金事業費等	長期借入金 償 還 金	合 計
25,138	1,864	12,378	1,046	3,548	43,974

1 - 4 組織図



J - P A R C センターは、日本原子力研究開発機構との共同運営組織である。

2 評価推進体制

2 - 1 評価事務局の体制

研究プロジェクト評価（外部評価）に関しては、評価委員会を設置して実施している。この評価委員会の庶務は、総務部研究協力課で所掌している。

2 - 2 評価事務局の役割

研究協力課では、委員会の開催、報告書のとりまとめ等に関する事務的サポートを行っている。

2 - 3 評価事務局と研究開発マネジメント担当部署との連携体制

研究開発・マネジメント部署は置いていない。

マネジメントについては、機構長、各所長・施設長等が行っており、それらをサポートする担当部署（管理局等）にも、評価結果が速やかに周知される体制を整備している。

3 代表的又は特徴的な評価

3 - 1 名称

Bファクトリー計画に関する評価（プロジェクト評価）

3 - 2 趣旨

Bファクトリー計画をより効率的・効果的に推進するため、Bファクトリー計画評価委員会を設置し、Bファクトリー計画の研究活動に係る評価を行う。また、Bファクトリー加速器レビュー委員会を設置し、Bファクトリー計画の主要装置であるBファクトリー加速器の総合性能の向上を図り、研究成果の充実に資することを目的として評価を行う。

3 - 3 評価実施に関する委員会

Bファクトリー計画評価委員会（委員会設置要項は、別添2参照）

Bファクトリー加速器レビュー委員会（委員会設置要項は、別添5参照）

3 - 4 評価者（レビューア）の選定基準

・Bファクトリー計画評価委員会

高エネルギー物理学に関する学識経験者、電子・陽電子衝突型加速器に関する学識経験者、これ以外の学識経験者及び有識者から選出している。

・Bファクトリー加速器レビュー委員会

電子・陽電子衝突型加速器に関する学識経験者、加速器のハードウェアや加速器理論などに関する学識経験者、その他所長が必要と認める者から選出している。

なお、委員の選出に当たっては、運営会議の意見を踏まえるものとしている。

3 - 5 評価対象

Bファクトリー計画のBファクトリー加速器の総合性能、Be11e測定器の性能、実験の進捗状況、これまでの学問的成果及び今後の研究実施計画を対象としている。

なお、Bファクトリー計画評価委員会における評価の実施に際しては、レプトンコライダー計画諮問委員会及びBファクトリー加速器レビュー委員会の評価結果を活用することとしている。

3 - 6 実施時期

- ・ Bファクトリー計画評価委員会

中間評価について、3年を目処に実施している。(直近：平成16年7月実施)

- ・ Bファクトリー加速器レビュー委員会

中間評価について、年1回定期的に実施している。(直近：平成18年3月実施)

3 - 7 評価方法

Bファクトリー計画評価委員会及びBファクトリー加速器レビュー委員会では、Bファクトリーの活動等に関する資料及び関連研究者からのヒアリングに基づき、評価を実施している。

なお、Bファクトリー計画評価委員会における評価では、あらかじめ依頼した国外の専門家から書面で提示された意見も勘案して審議が行われる。

3 - 8 評価項目

具体的な評価項目は次のとおりである。

加速器、測定器の性能

研究体制

研究の進捗状況、達成された研究成果及び今後の研究実施計画

3 - 9 評価結果の公表

評価結果については、国民に対する説明責任を果たす観点から、報告書及びホームページにおいて和文及び英文にて公表している。

ただし、個人情報に係る事項、知的財産権にかかわる情報等は公表しない。

[参照URL \(http://www.kek.jp/hyouka/index.html\)](http://www.kek.jp/hyouka/index.html)

3 - 10 実施上の注意点又は評価の特色

- ・ Bファクトリー計画評価委員会

学問的成果に関する評価はもちろんであるが、広報の在り方、科学教育に対する貢献、技術のスピンオフなどについて広い立場から評価を得ている。

- ・ Bファクトリー加速器レビュー委員会

すでに11回実施しているが、評価委員は全員外国の加速器研究者である。(過去の一時期1名が機構内から選ばれていた。)

なお、競争相手であるPEP- (スタンフォード線形加速器センター)からも委員が出ている。

4 評価結果の取扱い

4 - 1 被評価者へ評価結果を開示、被評価者から評価結果に対する意見を提出する体制

機構における研究プロジェクト評価は、原則として、研究プロジェクト評価実施規程に基づいて各研究所・施設において実施しており、実施規程に定めている事項以外の体制等については、評価を実施する研究所等においてその都度考慮して評価を実施することとしている。

評価結果については、ホームページ等に公開することとしており、また、被評価者の意見については、必要に応じて評価過程でヒアリングを行うなど被評価者からの意見も考慮されるようにしている。

4 - 2 資源配分（予算、人材、研究スペース等）への評価結果の反映状況

評価結果の資源配分への反映については、評価毎に異なる。

・ Bファクトリー計画評価委員会

評価は主に学問的観点、又は社会貢献の在り方や研究者の方向性についてのアドバイスが行われることが多い。したがって、直接資源配分に反映されることは少ない。

・ Bファクトリー加速器レビュー委員会

資源配分への反映が必要な評価結果が示された場合は、当該施設内で出来る限り資源配分に反映するようにしている。

4 - 3 企画立案（PLAN）のための意思決定プロセスや戦略策定への評価結果の反映状況

・ Bファクトリー計画評価委員会

評価によって研究の進め方、具体的にはデータ収集の仕方などについてアドバイスがあり、研究グループはこれを直接研究の方向性に反映させている。

・ Bファクトリー加速器レビュー委員会

元々評価を意思決定プロセスへ反映させるために、重要な方針に関して評価委員会の意見を求めているので、その評価結果は意思決定プロセスへ当然反映されている。

・ 高エネルギー加速器研究機構におけるトップマネジメントは、これらの評価意見を尊重し、今後の機構全体の戦略策定・予算措置・人員配置に反映する必要があると考えている。

4 - 4 評価により研究の進展に大きな影響があった事例

【Bファクトリー加速器レビュー委員会の場合】

評価における指摘事項	研究の進展事例
設計段階で有限交差角衝突の是非を深く検討せよ。	外国の専門家も招き検討した結果が設計に反映された。
光電子雲抑制ソレノイドを増強せよ。	指摘に従い実施した結果、実際大幅な性能向上があった。
クラブ空洞の開発を推進せよ。	その開発に重点的に資源配分を行った結果、完成に近づきつつある。

上記事例においては、評価時に、外国の専門研究者による、研究課題の細部にわたる具体的な検討が多いに寄与した。

また、評価結果を受けて、外部委員を含めた検討ワーキンググループの設置、加速器グループと測定器グループの緊密な連携等の対策が講じられたことも有用であった。との認識であった。

5 特記事項

5 - 1 評価の実施状況

本機構においては、研究プロジェクト評価実施規程に基づき、Bファクトリー計画以外にも、積極的な評価活動及び評価結果の公表が行われている。放射光科学研究施設の評価活動の例を以下に示す。

事 項	内 容
評価対象	放射光科学研究施設
評価に関する委員会名	物質構造科学研究所放射光科学研究施設評価委員会
委員会の構成員	要項では、放射光科学に関する学識経験者、これ以外の学識経験者及び有識者12人以内と定めている。 18年3月の中間評価では、外部者10人(国外5人、国内5人)で評価を実施している。
委員会の役割・権限	放射光科学研究施設における研究活動及び施設整備計画に係る評価
評価の実施時期	5年を目処に実施(直近:平成18年3月実施)
評価結果等の公表	報告書及びホームページにおいて和文(要旨のみ)及び英文にて公表 参照URL(http://pfwww.kek.jp/hyoka05/presen/index.html)
実施上の注意点又は評価の特色	放射光科学の対象とする研究分野は多岐にわたるため研究活動の詳細に関する評価は困難であるが、放射光科学研究施設が重点を置くサイエンス及び関連する技術開発、共同利用について世界的視点から評価を得ている。また、サイエンス、ハードウェアを含む将来計画について、国内外的視点から評価を得ている。
要項	放射光科学研究施設評価委員会設置要項(平成17年9月26日制定) 放射光科学研究施設評価実施要項(平成18年3月13日) (要項は、別添6、別添7参照)

5 - 2 国立大学法人評価委員会の評価結果

国立大学法人評価委員会の評価結果(平成18年9月)において、高エネルギー加速器研究機構における評価活動については、次のように評価されている。

平成17年度の実績のうち、下記の事項が注目される。

各機関等に、自己評価を実施する体制、外部委員を含む機構の評価を実施する体制、大型プロジェクトの評価を実施する体制を整え、計画どおり評価を実施した。評価結果は、報告書がまとめ次第、ウェブサイトに公表することとした。

5 - 3 文部科学省研究開発評価推進検討会委員からのコメント

平成19年1月26日に現地調査を実施し、高エネルギー加速器研究機構における評価活動を確認した。

現地調査には、研究開発評価推進検討会の委員である岡村浩一郎氏（科学技術振興機構研究開発戦略センターアソシエイトフェロー）及び松下明行氏（物質・材料研究機構総合戦略室評価チーム長）に同席いただき、意見交換を行った。後日、両委員から、下記のコメントが寄せられた。

区 分	コ メ ン ト
(1) 研究の企画立案 (PLAN)への評価の活用について	<p>研究者コミュニティから寄せられた研究課題のうち高エネ研で行う課題の選択がいわば事前評価に相当するという印象であった。</p> <p>コミュニティによるボトムアップ型企画・立案・計画を行うのが特徴である。言い換えれば、オールジャパンに近い陣容でプロジェクトは企画立案される。このため、総合科学技術会議等による評価を除けば、通常の事前評価に相当するものは無い。</p>
評価の推進体制について	<p>評価・調査室が機構に置かれている。ただし、評価委員の選考等の詳細は、各研究所や施設に委ねられ、各研究所や施設に設けられた運営会議で実質的なところは決められる。運営会議は、半数が外の研究者によって構成されている。また、物質構造科学研究所では、様々な分野からなる多数のビームラインのアクティビティの調査を5年程度を目処に行っているが、この時は、専門分野ごとに外部委員で構成される分科会を作り実施している。</p>
代表的な又は特徴的な研究等事例に対する評価について	<p>Bファクトリーについては研究活動と加速器について、また、放射光科学研究施設については研究活動全般について、それぞれ定期的な中間評価を行っている。いずれもプロジェクトをより良くするためのアドバイスの評価であり、必要にして十分な、過不足無い評価となっている。実際、加速器の性能（ルミノシティ）は、年々改良され、競合する米国のスタンフォードの性能を遥かに凌駕して世界一の性能を誇っている。これは、毎年実施されている加速器の評価が役に立っていることの証左と言える。</p>
評価結果の取り扱いについて	<p>ホームページで公開されている。なお、同機構のホームページは大変充実した内容であること、また B-Lab と呼ぶ高校生による素粒子発見プログラム実施など、同機構のともすれば難解で分かりづらい研究活動を、一般の人に理解してもらおうとする意欲を感じる。評価結果公開の意義の一つが、一般国民への説明責任を果たすことであることを考えると、それを補う活動として、研究内容を一般の人にも分かりやすく説明することが重要であると改めて感じた。</p>
(2) 評価システム改革のための方策について	<p>外部評価実施に際し、評価してもらいたい事項を挙げた評価シートを外部評価者に配布する等工夫をしている。</p> <p>本機構では、評価システム改革のため実施している方策として、データベースの整備を上げている。特に、年間数千人のユーザーがいる物質構造科学研究所の放射光科学研究施設では、ビームライン毎に論文とかだけでなくユーザーについてのデータベースがあつてよい（注．論文についてはデータベースが既にあるとのこと。また、活動レポートを拝見すると、他にも詳しいデータも掲載されているが、データベース化され</p>

	<p>ているかどうかは不明)。注意すべきは、もし評価指標として使う気が無い場合は、チームライン毎のデータを公開しない方が良い。例えば、チームライン毎の論文数といった数値を公開すると、論文数で評価する気が無くとも、定量的評価指標として一人歩きし、論文数が多いチームラインの方が優れているという意図しない評価を内外に生み、チームライン担当の研究者に不要なプレッシャーを生むからである。逆に、例えば論文を増やしたい場合は、毎年論文数を公開すれば論文が増える方向にプレッシャーがかかることになるが、しかし、経験的に言って、できることなら、そのような定量的数値データを評価指標に使わない方が研究者にとって良いと考える。(それは、一つには、そのような数値だけでは研究を正しく評価できないからである。)</p>
<p>(3) その他(研究評価について、特に気になる点や問題)</p>	<p>論文等、高エネ研の研究に基づく成果のデータベース化の必要性を認識し、Webから高エネ研の研究者の成果を収集し、データベース化するシステムの構築を進めているが、確認や欠けている情報について個々の研究者からの情報提供等の協力が必要であるなど課題があること、このような業務に従事する研究者その他のスタッフが十分ではないとのことであった。</p> <p>本機構のように、世界的な競争の中でトップデータを争っている組織は、それによる緊張感が駆動力となって研究活動を推し進めている面があり、評価の意義や必要性も自ずと一般的な研究組織とは異なっていると考える。</p>
<p><その他のコメント></p> <p>高エネ研の研究はどちらかというと基礎研究の範疇に入る。成果(事後評価)において学問的業績が非常に大きな割合を占めると同時に一定の評価が定まるまで長期間を要する性格を有する。それゆえ高エネ研の活動は、いわゆる法人としての評価になじみにくいものであるという印象を抱いた。</p> <p>評価報告書を拝見しても、S, A, B,・・・といった評価の量的表現は無く、どう改善すれば良いか、といったアドバイスの文言で構成されている(以下、このような評価をアドバイスの評価と呼ぶ)。さて、課題評価で通常行われるのは、評価結果に S, A, B,・・・を入れることである。評価にこのような S, A, B,・・・といった量的表現を入れると、入れた瞬間に、同様に量的評価された他のプロジェクト課題と、それが例え全く異なる分野のプロジェクトであっても、比較できることになる。従って、このような評価の量的表現は、予算の配分とかいったマネジメントへの反映に有効で便利であり、予算等の配分を行う必要がある管理サイドからは当然のように求められる。また、中身の分からない専門外の人間にとっても分かり易いので、事後評価等で広く使われる。しかし、このような量的評価は被評価者側にとっては強いプレッシャーとなるので、ひいては評価疲れの原因となっていると考えられる。本機構のようなアドバイスの評価は核融合研でも拝見したが、結局のところ、世界と競ってトップデータを出しているような日本で唯一の施設の評価は、他と比較する必要が無いので、自ずとアドバイスの評価になるのであろう。私は、量的評価が評価疲れの根本原因ではないかと個人的には思っているので、このようなアドバイスの評価が実施されている事例を拝見させていただいて大変参考になった。今後の評価疲れの軽減に生かして行きたいと思う。</p>	

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
研究プロジェクト評価実施規程

平成16年4月19日

規程第9 1号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(以下「機構」という。)における研究プロジェクトについて評価を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

(評価委員会)

第2条 研究プロジェクトごとに、必要に応じ個別に評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、評価を行う研究プロジェクトの名称を付して委員会の名称とする。

3 委員会の委員は、外部の者から機構長が委嘱する。

4 前項の委員の任期は、委嘱の日から当該評価報告書を受領する日までの間とする。

5 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める

(評価方法)

第3条 評価手法及び評価項目は、「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」(平成14年6月20日文部科学大臣決定)を参酌し、評価委員会において決定する。

(評価報告書)

第4条 評価報告書は、前条に掲げた項目等に対する評価結果とともに、今後の課題、提言等を含むものとする。

(評価の反映)

第5条 機構長は、当該評価結果を中期計画の見直し等に適切に反映させる。

(結果の公表)

第6条 評価結果は、原則として公表するものとし、公表の手法は報告書及びホームページによるものとする。ただし、個人情報に係る事項、その他委員会において公表することが適当でない認められた事項については、この限りでない。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、評価に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
Bファクトリー計画評価委員会設置要項

平成16年6月24日制定

(趣旨)

第1条 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構が行うBファクトリー計画の研究評価に関し必要な事項は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構研究プロジェクト評価実施規程(以下「評価実施規程」という。)に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(設置)

第2条 評価実施規程第2条の規定に基づき、Bファクトリー計画評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第3条 委員会は、Bファクトリー計画の研究活動に係る評価を行う。

(組織)

第4条 委員会の委員は、高エネルギー物理学に関する学識経験者、電子・陽電子衝突型加速器に関する学識経験者、これら以外の学識経験者及び有識者10人以内で組織する。

(委員長)

第5条 委員長は、委員会の会務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を行う。

(招集)

第6条 委員会は、必要に応じ、委員長がこれを招集する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部研究協力課において処理する。

(雑則)

第9条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を聴くことができる。

2 この要項に定めるもののほか、委員会の議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 記

この要項は、平成16年6月24日から実施する。

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
Bファクトリー計画評価実施要領

平成16年7月13日
委員会決定

(目的)

第1条 この要領は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構Bファクトリー計画評価委員会が実施するBファクトリー計画の研究活動に係る評価を行うにあたり必要な事項を定めることを目的とする。

(評価対象)

第2条 Bファクトリー計画のBファクトリー加速器の総合性能、Be11e測定器の性能、実験の進捗状況、これまでの学問的成果および今後の研究実施計画を対象とする。

なお、評価の実施に際しては、レプトンコライダー計画諮問委員会およびBファクトリー加速器レビュー委員会の評価結果を活用する。

(評価方法)

第3条 評価手法は、ヒアリングにより評価を行う。

2 評価項目は、加速器、測定器の性能に加えて、研究体制、研究の進捗状況、達成された研究成果および今後の研究実施計画とする。

(結果の公表)

第4条 評価結果は、報告書及びホームページにおいて和文及び英文にて公表する。

ただし、個人情報に係る事項、知的財産権にかかわる情報その他委員会において公表することが適当でない認められた事項については公表しない。

附 記

この要領は、平成16年7月13日から実施する。

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
素粒子原子核研究所レプトンコライダー計画諮問委員会規程

平成16年4月19日
規程第52号

(設置)

第1条 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構素粒子原子核研究所運営会議(以下「運営会議」という。)に、レプトンコライダー計画諮問委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、運営会議の求めに応じ、電子・陽電子衝突型加速器計画(以下「加速器計画」という。)及び電子・陽電子衝突型加速器を用いて行う実験計画(以下「実験計画」という。)に関する重要事項について審議する。

(報告・助言)

第3条 委員会は、加速器計画及び実験計画の実施責任者に対し、計画の進捗状況について報告を求め、必要に応じて助言を行うことができる。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1)高エネルギー加速器及び高エネルギー物理学の研究に従事する者 12人以内
- (2)その他所長が必要と認める者

2 前項第1号の委員の選出に当たっては、運営会議の議を経るものとする。

(任期)

第5条 前条第1項に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、その欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を行う。

(招集)

第7条 委員会は、必要に応じ、委員長がこれを招集する。

(議事)

第8条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(小委員会)

第9条 委員会に、特定の事項を審議するため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営については所長が別に定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務部研究協力課において処理する。

(雑則)

第11条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

2 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

1 この規程は、平成16年4月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

2 この規程の施行後、第4条第1項に掲げる委員の最初の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

Bファクトリー加速器レビュー委員会設置要項

平成16年4月27日
素粒子原子核研究所長裁定

1. 趣旨

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構素粒子原子核研究所レプトンコライダー計画諮問委員会規程第9条の規定に基づき、Bファクトリー加速器レビュー委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営について必要な事項を定める。

2. 設置目的

Bファクトリー計画の主要装置であるBファクトリー加速器の総合性能に関する検討を行い、実験の進捗状況を踏まえつつ問題点を抽出し、改良計画の適切性を検討することによって、加速器の総合性能の向上を図り、研究成果の充実に資することを目的として評価を行う。

3. 組織・運営

(1) 委員の資格・構成

電子・陽電子衝突型加速器に関する学識経験者	6人以内
加速器のハードウェアや加速器理論などに関する学識経験者	6人以内
他所長が必要と認める者	若干人

(2) 委員の選出

前項の委員の選出に当たっては、運営会議の意見を踏まえるものとする。

(3) 議長

委員会に議長を置き、委員の互選によって定める。

(4) 招集

委員会は、必要に応じて議長がこれを招集する。

(5) 定足数

委員会の定足数は、委員の3分の2以上とする。

4. 庶務

委員会の庶務は、総務部研究協力課において処理する。

5. この要項に定めるもののほか、評価に関し必要な事項は、別に定める。

附 記

この要項は、平成16年4月27日から実施し、平成16年4月1日から適用する。

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
物質構造科学研究所放射光科学研究施設評価委員会設置要項

平成 17 年 9 月 26 日制定

(趣旨)

第 1 条 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構が行う物質構造科学研究所放射光科学研究施設(以下「研究施設」という。)の研究評価に関し必要な事項は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構研究プロジェクト評価実施規程(平成 16 年規程第 9 1 号。以下「評価実施規程」という。)に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(設置)

第 2 条 評価実施規程第 2 条の規定に基づき、物質構造科学研究所放射光科学研究施設評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第 3 条 委員会は、研究施設の研究活動に係る評価を行う。

(組織)

第 4 条 委員会の委員は、放射光科学に関する学識経験者、これ以外の学識経験者及び有識者 12 人以内で組織する。

(委員長)

第 5 条 委員長は、委員会の会務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を行う。

(招集)

第 6 条 委員会は、必要に応じ、委員長がこれを招集する。

(議事)

第 7 条 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、総務部研究協力課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この要項に定めるもののほか、委員会の議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 記

この要項は、平成 17 年 9 月 26 日から実施する。

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
物質構造科学研究所放射光科学研究施設評価実施要項

平成18年3月13日
放射光科学研究施設評価委員会

(目的)

第1条 この要領は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構物質構造科学研究所放射光科学研究施設評価委員会が実施する物質構造科学研究所放射光科学研究施設（以下「研究施設」という。）の研究活動に係る評価を行うに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

(評価対象)

第2条 研究施設における研究活動及び施設整備計画を対象とする。

(評価方法)

第3条 評価手法は、ヒアリングにより評価を行う。

2 評価項目は、研究体制、達成された研究成果、短・中期的整備計画、長期的整備計画とする。

(結果の公表)

第4条 評価結果は、報告書及びホームページにおいて和文及び英文にて公表する。

ただし、個人情報に係る事項、知的財産権にかかわる情報その他委員会において公表することが適当でないと認められた事項については公表しない。

附 記

この要領は、平成18年3月13日から実施する。